

2024年度 協会けんぽ健診対象者

受診できる健診の種類は、下記のとおり年齢によって決まっています。

※受診時に協会けんぽの被保険者（ご本人）であることが必要です。

【2024年4月～2025年3月生活習慣病予防健診対象者年齢一覧】

[illegible]